

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和6年7月8日（月）  
午後4時00分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

## 議 事

- 第 1 議案 第 27 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和6年7月8日(月)
  2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 13名  
会長(議長) 12番 北田 直喜  
委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝  
3番 中山 彦信 4番 上樂 忍  
5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則  
8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦  
10番 大崎 章博 11番 高橋 順子  
13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一
  5. 総会を欠席した農業委員の数 1名  
7番 宮坂 博一
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名  
下中島地区 吉崎 道隆 上中島地区 村崎 信明  
片貝地区 山本 行雄
  7. 議事録署名委員  
10番 大崎 章博 14番 石坂 誠一
  8. 総会に出席した職員  
事務局長 清水 悟史 係長 關口 晶子  
主査 本田 陽一 主事 山根 悠平  
主事 小林 智樹
- 

【開 会：午後4時00分】

議 長： それではただ今から令和6年度7月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、10番大崎委員、14番石坂委員にお願いいた

します。

議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

案件の中に高橋委員に関するものが含まれておりますので、本議案の議事が終わるまで一時退室をお願いします。

(高橋委員 退室)

2ページ目をご覧ください。今月の申請は5件10筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が5,605 m<sup>2</sup>です。

【議案第27号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 1件目については、1枚の田んぼの中にある土地です。譲渡人が移住する際に畔倒しをして、譲受人に管理を依頼しておりました。所有権移転をして今後も継続して作っていただければと思うので、問題ないと思います。

(上樂委員の到着が遅れたため、地区推進委員が説明した。)

村崎推進委員： 2件目については、隣の農地も譲受人が耕作しているようですので、問題ないと思います。

3件目、4件目については、現況写真にもある通り、トラクターでの管理跡もありますので、問題ないと思います。

8番： 5件目については、事務局より報告のあった通りで、譲受人に任したということで、問題ないと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

2番： 1件目の案件は、いわゆる仲間田の状態だと思われるが、仲間田は小作権もあったりして、そのままにしておくとも世代交代によって分からなくなってしまう恐れがある。この場合はどうだったのか。

14番： 今回は譲渡人が移住される際に、小作ではなく全てを任せていかれた。譲渡人は名義だけ残っている状態であったが、息子の代になるとややこしくなるため、今のうちに整理したほうが良いと判断されて無償で渡された。

議長： 他に意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第27号は決定いたします。

(高橋委員 入室)

議案第28号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定及び議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、同一案件のため併せて事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第28号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定及び議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

10ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が99 m<sup>2</sup>です。

【議案第28号及び第29号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

3番： 説明のあったとおりです。隣接する耕作者とも話しをしているようであり、問題ないと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第28号及び第29号は意見決定いたします。議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

案件の中に小坂委員に関するものが含まれておりますので、本議案の議事が終わるまで一時退室をお願いします。

(小坂委員 退室)

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全23件、49筆、69,964 m<sup>2</sup>になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第30号は決定いたします。

(小坂委員 入室)

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和6年度5月受付分について）  
・農地パトロールについて  
・地域計画について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後5時34分】



【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第27号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており、農地の管理ができな いため、以前から譲受人が耕作していた。譲渡人の希望により、農地 の所有権を移転するものである。権利移転後もこれまでと同様に耕作 する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考 えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農 地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考 えられる。</p> <p>なお、6月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地 の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第27号 受付番号2番

(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が労働力不足により、今後農地の管理ができなくなるため、譲受人に農地の所有権を移転するものである。権利移転後もこれまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、6月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第27号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が労働力不足により、農地の管理ができないため、譲受人に農地の所有権を移転するものである。権利移転後は水稲を耕作する予定であり、周辺の耕作物とも一致するため所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、6月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第27号 受付番号4番

(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が労働力不足により、農地の管理ができないため、譲受人に農地の所有権を移転するものである。権利移転後は水稻を耕作する予定であり、周辺の耕作物とも一致するため所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、6月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第27号 受付番号番5番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており、農地の管理ができないため、以前から譲受人が管理していた。譲受人の耕作面積の拡大並びに獣害等への抜本的な対策を講じるため、農地の所有権を移転するものである。権利移転後も隣接する農地と同様の作物を耕作する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、6月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第29号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（6 ha）の一団の農地の区域内にあり、第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、宅地を購入して戸建て住宅を建築する際に必要な敷地面積を確保する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と借入金でまかなう計画で、通帳の写しと借入書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については自然地下浸透とします。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		